



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第52号)	2103
◇川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則(第53号)	2104
告 示	
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除(第249号)	2104
◇自転車等の撤去と保管(第250号)	2104
◇川崎市営住宅の退去者滞納者にかかる滞納使用料の収納事務の委託(第251号)	2104
◇川崎市営住宅の退去者滞納者にかかる滞納使用料の収納事務の委託(第252号)	2105
◇川崎市営住宅の退去者滞納者にかかる滞納使用料の収納事務の委託(第253号)	2105
◇川崎市市民ミュージアム観覧料等の収納事務の委託(第254号)	2105
◇道路区域の変更(第255号)	2105
◇学校施設開放使用料の収納事務の委託(第256号)	2105
◇川崎市市民文化局市民文化振興室刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託(第257号)	2106
◇川崎市郵送請求事務センターにおける郵送請求による証明書交付手数料に係る収納事務の委託(第258号)	2106
◇道路区域の変更(第259号)	2106
◇道路の供用開始(第260号)	2106
◇生活保護法等による指定医療機関の	

指定(第261号)	2106
◇生活保護法等による指定施術機関の	
指定(第262号)	2106
◇生活保護法等による指定医療機関の	
廃止(第263号)	2107
◇生活保護法等による指定介護機関の	
指定(第264号)	2107
◇生活保護法等による指定介護機関の	
変更(第265号)	2107
◇生活保護法等による指定介護機関の	
廃止(第266号)	2107
◇生活保護法等による指定介護機関の	
廃止(第267号)	2107
◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第268号)	2107
◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第269号)	2107
◇自転車等の撤去と保管(第270号)	2108
◇道路区域の変更(第271号)	2108
◇道路の供用開始(第272号)	2108
◇道路区域の変更(第273号)	2108
◇道路の供用開始(第274号)	2109
◇公印の新調(第275号)	2109
◇行政区域の境界に係る道路の管理に関する協議の成立(第276号)	2109
◇川崎市営霊園の使用料及び手数料の収納事務の委託(第277号)	2109
公 告	
◇一般競争入札の執行(第223号)	2110
◇農用地利用集積計画の制定(第224号)	2111
◇一般競争入札の執行(第225号)	2114
◇一般競争入札の執行(第226号)	2115
◇条例環境影響評価書の公告(第227号)	2116
◇開発行為に関する工事の完了(第228号)	2117
◇一般競争入札の執行(第229号)	2117
◇環境影響評価準備書についての意見の概要等及び法対象条例見解書の公	

告 (第230号).....	2118	(第19号)	2141
◇環境影響評価法の対象事業に係る法		◇川崎市排水設備指定工事店の更新	
対象公聴会の開催 (第231号).....	2119	(第20号)	2141
◇公募型プロポーザルの実施 (第232号).....	2120	上下水道局公告	
◇開発行為に関する工事の完了 (第233号)	2121	◇一般競争入札の執行 (第38号)	2144
◇川崎市市民ミュージアムの指定管理者の公募 (第234号).....	2121	◇一般競争入札の執行 (第39号)	2144
◇特定非営利活動法人の設立認証申請 (第235号).....	2122	◇一般競争入札の執行 (第40号)	2147
◇開発行為に関する工事の完了 (第236号)	2123	交通局規程	
◇一般競争入札の執行 (第237号).....	2123	◇川崎市交通局企業職員の標準的な職を定める規程 (第19号)	2148
◇公募型プロポーザルの実施 (第238号).....	2128	◇川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程 (第20号)	2149
◇公募型プロポーザルの実施 (第239号).....	2129	交通局公告	
◇公募型プロポーザルの実施 (第240号).....	2130	◇一般競争入札の執行 (第59号)	2149
◇公募型プロポーザルの実施 (第241号).....	2132	◇一般競争入札の執行 (第60号)	2150
◇都市公園の供用開始 (第242号).....	2134	病院局規程	
◇都市公園の供用開始 (第243号).....	2134	◇川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程 (第11号)	2151
公告 (調達)		病院局公告 (調達)	
◇一般競争入札の執行 (第229号).....	2134	◇落札者等の公示 (第9号)	2151
◇落札者等の公示 (第230号).....	2136	◇一般競争入札の公告 (第10号)	2152
◇落札者等の公示 (第231号).....	2136	消防局公告	
◇落札者等の公示 (第232号).....	2136	◇指定催しの指定 (第3号)	2153
◇落札者等の公示 (第233号).....	2137	教育委員会規則	
◇落札者等の公示 (第234号).....	2137	◇川崎市青少年科学館協議会規則等を廃止する等の規則 (第12号)	2154
◇落札者等の公示 (第235号).....	2137	教育委員会告示	
◇落札者等の公示 (第236号).....	2138	◇教育委員会定例会の招集 (第14号)	2154
◇落札者等の公示 (第237号).....	2138	◇教育委員会定例会の議事の追加 (第15号)	2154
◇落札者等の公示 (第238号).....	2138	監査告示	
◇落札者等の公示 (第239号).....	2138	◇包括外部監査人の監査の事務の補助 (第2号)	2154
◇落札者等の公示 (第240号).....	2139	区公告	
◇落札者等の公示 (第241号).....	2139	◇住民票の職権消除 (川崎区第55号)	2155
税公告		◇印鑑登録の抹消 (川崎区第56号)	2155
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第59号)	2139	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第57号)	2155
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第60号)	2139	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第58号)	2156
◇市税条例に基づく災害等による延長後の申告等の期限 (第61号)	2140	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第59号)	2156
◇市税に係る督促状の公示送達 (第62号)	2140	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第60号)	2157
上下水道局規程		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第61号)	2157
◇川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程 (第23号)	2141		
上下水道局告示			
◇川崎市排水設備指定工事店の指定			

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達（川崎区第62号）……………	2158
◇国民健康保険料に係る差押調書（膳 本）の公示送達（川崎区第63号）……………	2158
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（幸区第14号）……………	2158
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達（幸区第15号）……………	2159
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達（中原区第19号）……………	2159
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（中原区第20号）……………	2160
◇住民票の職権消除（中原区第21号）……………	2160
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達（高津区第12号）……………	2160
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（高津区第13号）……………	2161
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（宮前区第11号）……………	2161
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（多摩区第18号）……………	2162
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （多摩区第19号）……………	2162
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達（麻生区第20号）……………	2162
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（麻生区第21号）……………	2163
◇国民健康保険料に係る配当計算書 （膳本）の公示送達（麻生区第22号）……………	2163
◇国民健康保険料過誤納還付通知書の 公示送達（麻生区第23号）……………	2163
正 誤	
◇第1697号……………	2163

規 則

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 4月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第52号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年川崎市規則第2号）

の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条の2関係）

年金補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,688円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,173円	13,207円
25歳以上30歳未満	5,721円	13,589円
30歳以上35歳未満	6,139円	16,312円
35歳以上40歳未満	6,571円	18,803円
40歳以上45歳未満	6,750円	21,355円
45歳以上50歳未満	6,865円	23,924円
50歳以上55歳未満	6,738円	25,214円
55歳以上60歳未満	6,057円	24,747円
60歳以上65歳未満	4,916円	19,935円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,579円
70歳以上	3,930円	13,207円

別表第3中「104,570円」を「104,950円」に、「56,790円」を「57,030円」に、「52,290円」を「52,480円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

第11号様式の2注意事項第4項中「56,790円」を「57,030円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定（20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項、40歳以上45歳未満の項及び45歳以上50歳未満の項（最低限度額に係る部分に限る。）、並びに70歳以上の項（最高限度額に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）は、平成28年4月1日（以下この項及び第4項において「適用日」という。）以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額又は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

3 新規則別表第1の規定（40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項（最高

限度額に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)は、平成28年5月1日(以下この項において「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

- 4 新規則別表第3の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。
- 5 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第53号

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年川崎市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第249号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき特定有害物質によって汚染されている区域の指定を全部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成28年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 解除する区域
平成23年川崎市告示第330号で告示した区域(川崎市川崎区小田栄2丁目1番1の一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称
ほう素及びその化合物

- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

川崎市告示第250号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成28年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第251号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

平成28年4月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区東田町 5 番地 3
ホンマビル 4 階
市役所通り法律事務所
名 称 弁 護 士 伊 藤 諭

2 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

川崎市告示第252号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

平成28年 4 月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区駅前本町 3 番地 1
N O F 川崎東口ビル11階
川崎ふたば法律事務所
名 称 弁 護 士 中 澤 陽 子

2 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

川崎市告示第253号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

平成28年 4 月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区東田町 8 番地
パレール三井ビルディング11階1101号室
川崎ひかり法律事務所
名 称 弁 護 士 畑 裕 士

2 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

川崎市告示第254号

平成28年度川崎市市民ミュージアムにおける観覧料及び刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、川崎市市民ミュージアムにおける観覧料及び刊行物頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第 2 項の規定により告示します。

平成28年 4 月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地：川崎市中原区上小田中 2 丁目 3 番 6 号

名 称：セントラル総業株式会社

2 委託事務

川崎市市民ミュージアムにおける観覧料及び刊行物頒布代金の収納事務

3 委託期間

平成28年 4 月 1 日～平成29年 3 月31日

川崎市告示第255号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年 4 月20日から平成28年 5 月 9 日まで一般の縦覧に供します。

平成28年 4 月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	菅 稲 田 堤 第 24 号 線	川崎市多摩区菅稲田堤 3 丁目2983番 1 先 川崎市多摩区菅稲田堤 3 丁目2983番 1 先	2.73	8.70	
新	菅 稲 田 堤 第 24 号 線	川崎市多摩区菅稲田堤 3 丁目2983番 1 先 川崎市多摩区菅稲田堤 3 丁目2983番 1 先	1.32 ～ 2.73	8.70	

川崎市告示第256号

川崎市立学校の施設の開放に関する規則第10条第 1 項に規定する学校施設開放使用料の収納に関する事務を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項により、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

平成28年 4 月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 受託者の所在地等

所在地	名 称	代表者名
東京都千代田区 2 番 町 8 番地 8	株式会社 セブン-イレブン・ ジャパン	代表取締役社長 井阪 隆一
東京都豊島区東池袋 三丁目 1 番 1 号	株式会社 ファミリーマート	代表取締役社長 中山 勇
愛知県稲沢市天池五 反田町 1 番地	株式会社 サークルKサンクス	代表取締役社長 竹内 修一

2 委託する事務の種類

川崎市立学校の施設の開放に関する規則第10条第 1

項に規定する学校施設開放使用料の収納事務

3 委託期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

川崎市告示第257号

川崎市市民文化局市民文化振興室刊行物の
有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市市民文化局市民文化振興室刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成28年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区駅前本町12-1
公益財団法人川崎市文化財団

2 委託する事務の種類

川崎市市民文化局市民文化振興室刊行物の頒布代金の収納事務

3 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

川崎市告示第258号

川崎市郵送請求事務センターにおける郵送
請求による証明書交付手数料に係る収納業
務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市郵送請求事務センターにおける郵送請求による証明書交付手数料の収納業務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成28年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 神奈川県横浜市西区北幸一丁目1の8番地
エキニア横浜4階
名 称 テンプスタッフ株式会社

2 委託事務

川崎市郵送請求事務センターにおける郵送請求による証明書交付手数料の収納業務

3 委託期間

平成28年5月1日～平成30年6月30日

川崎市告示第259号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

て、平成28年4月22日から平成28年5月12日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	有馬 第214号線	川崎市宮前区東有馬1 丁目2470番7先 ----- 川崎市宮前区東有馬1 丁目2470番7先	3.64	25.30	
新	有馬 第214号線	川崎市宮前区東有馬1 丁目2470番5先 ----- 川崎市宮前区東有馬1 丁目2470番6先	3.82	25.30	

川崎市告示第260号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年4月22日から平成28年5月12日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
有馬 第214号線	川崎市宮前区東有馬1丁目2470番5先 ----- 川崎市宮前区東有馬1丁目2470番6先	

川崎市告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成28年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成28年4月25日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成28年4月25日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成28年4月25日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成28年4月25日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4

項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成28年4月25日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成28年4月25日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第268号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成28年4月25日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（新規）

ア 市長 1件

(2) 個人情報ファイル（変更）

ア 市長 2件

イ 上下水道事業管理者 1件

ウ 選挙管理委員会 1件

(3) 個人情報ファイル（廃止）

ア 市長 13件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第269号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成28年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 外部提供

ア 消 防 長 5件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第270号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成28年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第271号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年4月27日から平成28年5月17日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	東百合丘第70号線	川崎市麻生区東百合丘3丁目7710番8先 川崎市麻生区東百合丘3丁目7710番9先	1.82	16.12	
新	東百合丘第70号線	川崎市麻生区東百合丘3丁目7710番8先 川崎市麻生区東百合丘3丁目7710番9先	2.91	16.12	

川崎市告示第272号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年4月27日から平成28年5月17日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
東百合丘第70号線	川崎市麻生区東百合丘3丁目7710番8先 川崎市麻生区東百合丘3丁目7710番9先	

川崎市告示第273号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年4月27日から平成28年5月17日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	野 川 第316号線	川崎市宮前区野川2920番7先 ----- 川崎市宮前区野川2920番7先	2.12	9.71	
新	野 川 第316号線	川崎市宮前区野川2920番7先 ----- 川崎市宮前区野川2920番7先	3.06	9.71	

川崎市告示第274号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年4月27日から平成28年5月17日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月27日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
野 川 第316号線	川崎市宮前区野川2920番7先 ----- 川崎市宮前区野川2920番7先	

川崎市告示第275号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

平成28年4月27日

川崎市市長 福田 紀彦

1 戸籍住民登録事務専用共通区长印

- (1) 使用開始日 平成28年5月9日
 (2) 一般公印 ひな形番号 59の3
 (3) 書 体 てん書
 (4) 寸 法 方21mm
 (5) 保管場所及び個数 麻生区役所区民サービス部区民課 1個

(6) 印 影



2 戸籍住民登録事務専用共通区长職務代理者印

- (1) 使用開始日 平成28年5月9日
 (2) 一般公印 ひな形番号 59の4
 (3) 書 体 てん書
 (4) 寸 法 方21mm
 (5) 保管場所及び個数 麻生区役所区民サービス部区民課 1個
 (6) 印 影



川崎市告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定による行政区域の境界に係る道路の管理に関する協議が成立したので、同条第5項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部路政課において、平成28年4月28日から平成28年5月19日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月28日

川崎市市長 福田 紀彦

1 管理区域等

- (1) 路線名 栗木線（Ⅱ）
 (2) 位置 川崎市麻生区栗木台5丁目
 (3) 種別 道路
 (4) 管理者 川崎市、稲城市

2 管理の内容

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5条各号に掲げるものを除くほか、新設、改築（橋梁の架け替えを含む。）、区域変更行為及び供用開始行為（公示行為を含む）以外の管理

3 施行年月日 平成28年4月19日

川崎市告示第277号

川崎市営霊園の使用料及び手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市営霊園の使用料及び手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年4月28日

川崎市市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

名 称 川崎市営霊園パートナーズ
 代表者 西武造園株式会社
 取締役社長 林 輝幸
 構成員 横浜緑地株式会社
 代表取締役 樋熊 浩明

2 委託する業務の種類

- (1) 墓地管理料及び土地一時使用料、並びに手数料の
 収納事務
 ア 緑ヶ丘霊園
 イ 早野聖地公園
 (2) 霊堂使用料及び手数料の収納事務 緑ヶ丘霊堂

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

公 告

川崎市公告第223号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年4月18日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 中原区内都市計画道路東京丸子横浜線（上丸子跨線部）道路築造工事
	履 行 場 所 川崎市中原区新丸子東3丁目地内
	履 行 期 限 平成29年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所があること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「A」または「B」で登録されている者。 (6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 (9) 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条の定める法人）が発注した工事で、供用中のコンクリート上部工の拡幅工事またはコンクリート上部工の削孔が伴う工事の完工実績（元請に限る。）を平成13年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成28年5月25日 13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 消防局千鳥町出張所棧橋改築工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区千鳥町15番地先
	履 行 期 限 平成29年1月31日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

参 加 資 格	(4) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されている者。 (5) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 (8) 「海上における鋼管杭または鋼管矢板の打設」の完工実績（元請に限る。）を平成13年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成28年5月20日 13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第224号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成28年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
所在	現況地目	面積(㎡)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所		
川崎市麻生区 岡上字池ノ谷戸 919	畑	3,800	梶亨 梶敏子	川崎市麻生区 岡上233	賃借権	普通畑	平成28年 5月1日	平成31年 4月30日	¥ 76,000	毎年12月末日 までに貸手宅 へ持参する。	山田清成	川崎市麻生区 岡上240		賃貸借
川崎市麻生区 岡上字丸山 岡上字天神谷戸 973	畑	736 2,138	梶亨 梶敏子	川崎市麻生区 岡上233	賃借権	普通畑	平成28年 5月1日	平成31年 4月30日	¥ 57,000	毎年12月末日 までに貸手宅 へ持参する。	田辺美裕	川崎市宮前区 馬絹592		賃貸借
川崎市麻生区 岡上字池ノ谷戸 929	畑	1,503	海老沢隆	川崎市麻生区 岡上256	賃借権	普通畑	平成28年 5月1日	平成31年 4月30日	¥ 30,000	毎年12月末日 までに貸手宅 へ持参する。	田辺美裕	川崎市宮前区 馬絹592		賃貸借
川崎市麻生区 岡上字丸山 岡上字丸山 640 648	畑 畑	577 462	梶克司	川崎市麻生区 岡上146	賃借権	普通畑	平成28年 5月1日	平成31年 4月30日	¥ 17,500	毎年12月末日 までに貸手宅 へ持参する。	山田邦夫	川崎市麻生区 岡上227		賃貸借
川崎市麻生区 岡上字天神谷戸 976	畑	4,721	梶直宏	川崎市麻生区 岡上744ア777 ア781B102	賃借権	普通畑	平成28年 5月1日	平成31年 4月30日	¥ 94,000	毎年12月末日 までに貸手宅 へ持参する。	高松 清	東京都町田市 大蔵町2224-1		賃貸借
川崎市麻生区 黒川字宮添 186-1 黒川字宮添 186-2 黒川字宮添 213	田 田 田	762 762 477	梅澤島二	川崎市麻生区 黒川1100	使用借権	収穫体験 ほ場として 利用	平成28年 5月1日	平成30年 4月30日	¥ —	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1		使用賃貸
川崎市麻生区 黒川字宮添 216-1 黒川字宮添 216-2	田 田	476 422	洲藤毅彦	川崎市麻生区 黒川1683	使用借権	収穫体験 ほ場として 利用	平成28年 5月1日	平成31年 4月30日	¥ —	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1	使用賃貸	

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第22条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第二の1の(5)の②に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な事項（平成22年6月、川崎市）第4-1-13 農用地利用集積計画の取消し等

によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第225号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年 4月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成28年度福祉製品普及事業実施委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区駅前本町11-2 他
- (3) 履行期間 契約締結日から平成29年 3月27日まで
- (4) 委託業務の概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「イベント」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本委託業務の遂行について、仕様書の内容を遵守し、確実に業務を実施できること。
- (5) 平成23年 4月 1日以降に、セミナー開催業務及び展示会出展業務を実施した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

経済労働局次世代産業推進室 担当 滝口

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

電話 044-200-3226

(2) 配布・提出期間

平成28年 4月20日(水) から平成28年 4月26日(火) までの間の、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土曜日及び休日は除く。)

(3) 提出方法 持参または郵送

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

- (2) 交付場所 3(1)に同じ

- (2) 交付日時 平成28年 4月27日(水) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

- (3) その他 競争参加資格があると認めた者には、仕様書等を無料交付します。
また、仕様書等は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。

5 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

6 入札手続等

- (1) 入札方法 持参

- (2) 入札書の提出日時

平成28年 5月11日(水) 午前10時

- (3) 入札書の提出場所

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階

経済労働局次世代産業推進室

- (4) 入札保証金 免除

ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。

- (5) 開札の日時 6(2)に同じ

- (6) 開札の場所 6(3)に同じ

- (7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (8) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札はこれを無効とします。

7 契約手続等

- (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

- (2) 前払金 否

- (3) 契約書の作成 要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

8 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第226号

平成28年4月20日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎区役所昇降機設備改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東田町8番地
	履 行 期 限 平成29年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者 (5) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成13年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 (9) 本工事の入札参加に関する「誓約書」を提出し、当該「誓約書」の内容を遵守できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年5月27日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 大島小学校ほか1校体育館改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浜町1丁目5番1号ほか1校
	履 行 期 限 平成28年11月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100

入札日時等	平成28年6月3日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 南生田小学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区南生田3丁目1番1号
	履 行 期 限 平成28年11月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (10) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年6月3日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第227号

橘処理センター整備事業に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第32条に定める事項について次のとおり公告します。

平成28年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価書について

1 指定開発行為者

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

名 称 川崎市

代表者 川崎市長 福田 紀彦

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名 称

橘処理センター整備事業

(2) 種 類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)

廃棄物処理施設の新設(一般廃棄物処理施設の新設)(第1種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目 的

廃棄物処理施設の新設

(2) 内 容

ア 区域面積：約24,500㎡ (準工業地域、準住居地域)

イ 建築面積

(ア) ごみ焼却処理施設 約6,910㎡

(イ) ミックスペーパー処理施設 約1,920㎡

ウ 処理能力

(ア) ごみ焼却処理施設 600 t / 24時間

(イ) ミックスペーパー処理施設 45 t / 5時間

5 指定開発行為の施行期間

着手年月：平成28年10月

完了予定：平成34年9月

6 条例評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果

第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第5章 条例環境影響評価方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第6章 条例環境影響評価方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第8章 環境影響評価項目の選定等

第9章 環境影響評価

第10章 環境保全のための措置

第11章 環境配慮項目に関する措置

第12章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

第13章 事後調査計画

第14章 関係地域の範囲

第15章 条例準備書に対する市民意見等の概要

第16章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第17章 その他

7 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成28年4月21日(木)から平成28年5月20日(金)まで

土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

ただし高津区役所及び宮前区役所では、第2・第

4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 場 所

中原区役所、高津区役所、高津区役所橘出張所、宮前区役所及び

本庁(第3庁舎15階 環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第228号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成28年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区高石二丁目1228番1

ほか7筆の一部(第2工区)

2,139平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区初台一丁目47番1

小田急不動産株式会社

代表取締役 雪竹 正英

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅(19戸)

計画戸数：19戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成27年5月12日

川崎市指令ま建管宅地(イ)第15号

平成27年10月1日

川崎市指令ま建管宅地(イ)第77号(変更)

平成28年1月13日

川崎市指令ま建管宅地(イ)第113号(変更)

川崎市公告第229号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎駅西口(4・6・7・8号デッキ)清掃(その3)委託
	履 行 場 所 川崎市幸区大宮町9番地先他3箇所
	履 行 期 限 平成28年6月1日 から 平成29年3月31日 まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者 (5) 主観評価項目の合計点が10点以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成28年5月26日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。 詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

川崎市公告第230号

J F E 扇島火力発電所更新計画に係る環境
影響評価準備書についての意見の概要等及
び法対象条例見解書について

標記の法対象事業について、環境影響評価法(平成9
年法律第81号)第19条の規定により、環境影響評価準備
書についての意見の概要及び当該意見についての法対象
事業者の見解を記載した書類の送付を受け、及び川崎市
環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48
号)第59条第1項の規定により、法対象条例見解書の提
出がありましたので、同条例第43条及び第59条第2項の
規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する
条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第45条及
び第59条に定める事項について次のとおり公告します。

平成28年4月22日

川崎市長 福田 紀彦
環境影響評価準備書についての意見の概要等
及び法対象条例見解書について

1 法対象事業者

所在地 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

名 称 J F E スチール株式会社

代表者 代表取締役社長 柿木 厚司

2 法対象事業の名称及び種類

(1) 名称

J F E 扇島火力発電所更新計画

(2) 種類

既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力(コン
バインドサイクル発電)を新設

3 法対象事業を実施する区域

川崎市川崎区扇島1番地1 J F E スチール株式会
社東日本製鉄所(京浜地区)の敷地内

4 法対象事業の目的及び内容

(1) 目 的

扇島火力発電所1号機の老朽化対策としての新1
号機への更新

(2) 内 容

ア 発電方式

ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル
発電)

イ 発電出力

190,000 kW
 ウ 区域面積
 約690,000㎡
 エ 発電用燃料
 製鉄所の製造工程で発生する副生ガス（発電用の燃料が不足した場合は、補助燃料として重油や都市ガスを使用）

- 5 法対象事業の施行期間
 着手予定：平成28年10月
 完了予定：平成31年 8月

- 6 環境影響評価法第19条の規定により送付を受けた環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類の要旨

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

- 1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧
- 2 環境影響評価準備書についての説明会の開催
- 3 環境影響評価準備書についての意見の把握

第2章 環境影響評価準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解

- 7 法対象条例見解書の要旨

第1章 事業の概要

- 1 法対象事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 法対象事業の名称及び種類
- 3 法対象事業を実施する区域
- 4 法対象事業の目的及び内容

第2章 環境影響評価の経過

- 1 法対象条例環境影響評価準備書の公開・周知等

第3章 市民意見の概要と法対象事業者の見解

第4章 関係地域の範囲

- 8 環境影響評価準備書についての意見の概要等及び法対象条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

平成28年 4月22日（金）から平成28年 5月23日（月）まで

土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 場所

川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）

神奈川県川崎県民センター

(3) 時間

川崎市：午前8時30分から午後5時まで

神奈川県川崎県民センター：午前8時30分から午

後5時15分まで

（水曜日は午前8時

30分から午後6時30分まで）

川崎市公告第231号

環境影響評価法の対象事業「J F E扇島火力発電所更新計画」に係る法対象公聴会の開催について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第44条第1項の規定に基づく法対象公聴会の開催について、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年 4月22日

川崎市長 福田 紀彦

法対象公聴会の開催について

1 法対象事業の名称

J F E扇島火力発電所更新計画

2 開催日時

平成28年 6月11日（土）10時（9時30分開場）

3 開催場所

川崎市役所第4庁舎2階ホール（川崎区宮本町3番地3）

4 意見を聴こうとする事項

大気環境、水環境、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等に係る予測評価について

5 公述の申出に関する事項

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする方は、川崎市環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）あて、公述の申出をしてください。

(2) 公聴会において意見を述べることができる方は、対象事業の関係地域である川崎区、幸区、中原区内において①住所又は勤務場所を有する方、②農業、林業又は漁業に従事する方及び③事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体です。

(3) 公述の申出をしようとする方は、住所、氏名（在勤の方は勤務先の名称及び所在地も記載、法人等にあつては名称及び代表者の氏名）、法対象事業の名称、意見の要旨を記載した書面によりその旨を申し出てください。意見の要旨には、上記「意見を聴こうとする事項」について個別的、具体的意見を要領よく簡潔に記述してください。

なお、「公述の申出書」は、川崎区役所、大師支所、田島支所、幸区役所、日吉出張所、中原区役所、環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）及び神奈川県川崎県民センターに用意していますので御利用く

ださい。

- (4) 公述申出の期限は、
平成28年 5月28日（土）（郵送の場合、5月28日
消印有効）です。

6 公聴会の運営に関する事項

- (1) 公述人に選定された方は、6月11日（土）開催の
法対象公聴会に出席し、公述をしていただきます。
- (2) 公述の申出が多数のときは、公述の申出のあった
方の中から公平かつ適正に選定し、その結果を本人
あて通知します。
- (3) 傍聴を希望する方は、平成28年 5月28日（土）ま
でに官製往復はがきに法対象事業の名称、住所、氏
名、電話番号及び返信先を明記の上、川崎市環境局
環境評価室あて申し込んでください。（郵送の場合、
5月28日消印有効です。）傍聴希望者が定員（50名）
を超えた場合は、抽選を行い、その結果は本人あて
通知します。
- (4) 傍聴人には傍聴券を交付します。公聴会当日には
必ず傍聴券を持参してください。なお、傍聴券のな
い方は入場できません。
- (5) 公聴会開場へは車でのご来場は、御遠慮ください。

7 公聴会を開催しない場合

意見を述べる方ができる方からの公述の申出がな
かった場合、法対象公聴会は開催しません。その場合
は、その旨を公告します。

川崎市公告第232号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告しま
す。

平成28年 4月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件名
平成28年度多摩区区民会議専門部会等運營業務委託
- 2 履行期間
契約締結日から平成29年 3月31日まで
- 3 履行場所
多摩区役所
- 4 事業概要
川崎市区民会議条例等に基づき運営される第6期多
摩区区民会議専門部会及び区民会議委員ミーティング
に関して、地域課題の的確な把握及び効果的・効率的
な調査審議を行うための会議運営支援を行う。
- 5 契約上限額
1,998,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- 6 参加資格
 - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期
間中でないこと
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと

- (3) 川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応する
として定めた業種・種目について登録されている者
 - (4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者
- 7 提案者を特定するための評価基準
- (1) 業務目的及び内容の理解度、取組姿勢
 - (2) 専門部会案の検討についての実現性、有効性、創
意工夫・独創性
 - (3) 専門部会の運営方法についての実現性、有効性、
創意工夫・独創性
 - (4) 専門的知識
 - (5) ファシリテーターとしての実績
 - (6) 同種事業の実績、市内での実績
 - (7) スタッフの体制
 - (8) スタッフの経歴・実績・能力など
 - (9) 積算内容等
- 8 参加意向申出書
- (1) 配布・提出先
〒214-8570
川崎市多摩区登戸1775番地1 多摩区役所10階
多摩区役所まちづくり推進部企画課企画調整担当
電 話 044-935-3147
F A X 044-935-3391
電子メール 71kikaku@city.kawasaki.jp
（参加意向申出書は、多摩区役所のホームページ
からダウンロード可能）
 - (2) 配布・提出期間
平成28年 5月10日（火）から平成28年 5月20日
（金）まで
（ただし土・日曜日、祝日を除く。）
 - (3) 提出方法
持参
 - (4) その他
参加意向申出書を配布する際、技術提案書作成・
応募要領も併せて配布
（技術提案書作成・応募要領は、多摩区役所のホー
ムページからもダウンロード可能）
- 9 提出書類
- (1) 提出書類（各10部）
様式があるものについては、多摩区役所のホーム
ページから様式をダウンロードすること。
ア 技術提案書（様式自由）
イ 見積書（様式自由）
消費税及び地方消費税は合計8%で、見積書を
提示すること
ウ 会社概要（様式有り）
エ 担当予定技術者の経歴等（様式有り）
オ 別添資料等（任意）

- (2) 提出期限
平成26年 5月31日 (火) (必着)
- (3) 提出場所
8(1)に同じ
- (4) 提出方法
郵送又は持参
- 10 問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
8(1)に同じ
- (2) 質問受付期限
平成28年 5月11日 (水) 午前 8時30分から平成28
年 5月20日 (金) 午後 5時15分まで
- (3) 質問書の様式
任意
- (4) 質問受付方法
電子メールのみ
- (5) 回答方法
全ての応募者あてに電子メールで送付
- 11 ヒアリング
- (1) 日時
6月 8日 (水) を予定
(決定次第、参加者に連絡)
- (2) 場所
多摩区役所内会議室
(詳細は決定次第、参加者に連絡)
- (3) 時間
各者40分 (プレゼンテーション20分、質疑応答20
分)
- 12 その他
- (1) 技術提案書等について
- ア 技術提案書等作成に伴う費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出された技術提案書等は返却しない。なお、提出された技術提案書等は技術提案書の選定以外に応募者に無断で使用しない。
- ウ 技術提案書等に記載した担当予定技術者は原則として変更不可。ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には委託者の了解が必要となる。
- (2) 契約
業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできない。
- (3) 成果物
本業務における一切の成果物は、すべて委託者に帰属する。
- (4) 守秘義務
本業務を遂行する上で知り得た情報については、委託者の了承を得ることなく第三者に漏らすことは

できない。

川崎市公告第233号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成28年 4月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市幸区戸手四丁目53番 1

の一部ほか 5 筆の一部

6,691平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市中区日本大通33番地

神奈川県住宅供給公社

理事長 猪股 篤雄

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数 : 180戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成26年12月 5日

26川ま建管第2597号

平成28年 4月 7日

28川ま建管第73号 (変更)

川崎市公告第234号

指定管理者の公募について次の通り公告します。

平成28年 4月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称	川崎市市民ミュージアム
所在地	川崎市中原区等々力 1 番 2 号

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 事業に関する業務

ア 展示事業に関すること

イ 図書室及び映像ホールの運営に関すること

ウ 教育普及活動に関すること

エ 資料等の収集・受け入れ等に関すること

オ 資料等の分類整理及び記録に関すること

カ 資料等の保管・修復等に関すること

キ 資料の貸出・借り受けに関すること

ク 特別利用及び掲載許可に関すること

ケ 資料等の情報提供に関すること

コ 調査研究に関すること

サ 広報及び宣伝に関すること

シ 地域との連携等に関すること

ス その他館の運営及び文化芸術の振興に関するこ

- と
- (2) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の運営に関する業務
- ア 受付・案内に関すること
- イ 施設等を利用に供すること
- ウ 施設等の利用促進及びサービスの向上に関すること
- エ 危機管理に関すること
- オ 施設等の視察受け入れに関すること
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- ア 施設等の保守管理に関すること
- イ 施設等の清掃・環境衛生に関すること
- ウ 施設等の保安警備に関すること
- エ 物品等の管理に関すること
- オ 施設等の修繕及び修繕計画に関すること
- カ その他施設等の維持管理に関すること
- (4) その他市民ミュージアムの管理に関する業務
- ア 利用状況、入場者数などの調査統計に関すること
- イ 市所有の図録販売に関すること
- ウ 共通利用券の販売に関すること
- 3 指定予定期間
- 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 応募の方法
- (1) 申請書類の提出場所
- 川崎市市民ミュージアム 3階 総務室
- 川崎市中原区等々力1番2号
- 電話 044-754-4500
- (2) 提出書類
- ア 指定管理者申請書
- イ 指定予定期間に属する平成29年度から平成33年度までの市民ミュージアムの指定管理に係る各年度の指定管理に係る事業計画書、収支予算書及び経費見積書
- ウ 共同事業体の場合は、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体連絡先一覧
- エ 共同事業体の場合は、基本合意書（損失の負担配分割合、利益の配分割合等のわかるもの）
- オ 団体概要
- グループによる申請の場合は代表団体のみでなく各構成団体も提出してください。
- (ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ※法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
- (イ) 過去2年間（平成26年度及び平成27年度）の事業実績書
- (ウ) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度にお

- ける法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書（翌年度の収支予算書については、翌年度以降の中期又は長期の経営計画書等をもってかえることができます）
- (エ) 過去2年間（平成26年度及び平成27年度）の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又は活動計算書
- (オ) 役員名簿及び履歴書
- (カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (ク) 過去2年間（平成26年度及び平成27年度）の各年度末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する人員表）
- (ケ) 法人にあつては、過去2年間（平成26年度及び平成27年度）の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書（申請の日が属する事業年度に立された法人等にあつては不要）
- カ 宣誓書
- キ 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
- ク コンプライアンス（法令順守）に関する申告書
- ケ 類似施設の運営実績を記載した書類
- (3) 募集要項等の配布期間
- 平成28年4月26日（火）～平成28年6月7日（火）
- (4) 申請受付期間
- 平成28年6月8日（水）～平成28年6月14日（火）（6月13日（月）を除く、午前9時から午後5時まで。ただし、午後0時30分から午後1時30分までを除きます。）
- (5) 提出方法
- 持参のみ。郵送等による提出はできません。
- 5 問い合わせ先
- 川崎市市民ミュージアム 総務室
- 川崎市中原区等々力1番2号
- 電 話 044-754-4500
- F A X 044-754-4533
- メー ル 25museum@city.kawasaki.jp

川崎市公告第235号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 4月6日	特定非営利活動法人 川中島総合型スポーツクラブ	内田 省治	川崎市川崎区宮 前町8番15号 パールビル405	この法人は、次世代を担う子どもたちから高齢者にいたるまでスポーツを愛する地域の人たちに対して、スポーツ教室、スポーツ大会、スポーツや安全に関する普及啓発などに関する事業を行い、スポーツを通した青少年の健全育成及び地域住民の健康の保持増進、並びに安心して生活できるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

川崎市公告第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成28年4月26日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区明津字東川久保84番
822平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市高津区明津47番地
渡邊 貞雄

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数：1戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成28年2月19日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第125号

川崎市公告第237号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年4月27日

川崎市長 福田 紀 彦

（案件1）

競争入札に 付する事項	件 名 殿町小学校ほか1校トイレ改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区殿町1丁目17番19号ほか1校
	履 行 期 限 平成28年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年6月10日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 西菅小学校トイレ改修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区菅北浦4丁目2番1号
	履 行 期 限 平成28年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回ると思われる参加申込者は一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者(業種「建築」)でも可とします。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年6月10日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 鷺ヶ峰けやき公園多目的トイレ新築工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区菅生ヶ丘33番1号
	履 行 期 限 平成28年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。

	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年6月1日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 末長小学校ほか1校体育館改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区末長3丁目8番1号ほか1校
	履 行 期 限 平成28年12月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年6月3日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 登戸小学校体育館改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸1329番地
	履 行 期 限 平成28年12月15日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。

参 加 資 格	(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回ると思われる参加申込者は一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「建築」）でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年6月3日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 小田小学校冷暖房その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区小田4丁目12番24号
	履 行 期 限 平成28年9月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年6月1日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 特別養護老人ホーム多摩川の里自動制御設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区中野島6丁目13番5号
	履 行 期 限 平成28年12月9日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年6月1日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 橘中学校ほか2校配膳室改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区千年1300番地ほか2か所
	履 行 期 限 平成28年9月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年6月1日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
-------	--

(案件 9)

競争入札に 付する事項	件 名 平間中学校ほか2校配膳室改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上平間1368番地ほか2か所
	履 行 期 限 平成28年9月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成28年6月1日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第238号

平成28年度医工連携推進事業に係る業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成28年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件 名 平成28年度医工連携推進事業実施業務

(2) 業務事項

ア セミナー等の開催

イ 医療機器開発へ向けた、市内事業者による分科会の設立及び運営

ウ 市内事業者の医療機器産業参入へ向けた支援

エ 本事業の紹介パンフレット等の作成

オ 近隣自治体との連携した取組の推進

(3) 委託期間 契約締結日～平成29年3月24日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 医工連携に関するノウハウと実績がある者

(2) 法人格を有する者

(3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格名簿において「99 その他業務」「99 その他」に登録されている者。ただし、未だ登録されていないが、上記種目において申し込みを行う意思があり、契約締結(平成28年6月中旬を予定)までに登録の完了が見込まれる場合はこの限りではない。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者

(5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 事業目的の理解度

- (2) 企画提案の内容
- (3) 専門的知識・能力
- (4) 事業実績
- (5) 本市の現状についての理解度
- (6) 事業実施体制
- (7) 事業費

4 担当部局

川崎市経済労働局次世代産業推進室
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
電 話 (直通) 044-200-2334
F A X 044-200-3920
メールアドレス 28ziseda@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 平成28年4月28日(木)～5月12日(木)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成28年4月28日(木)～5月12日(木)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 平成28年5月24日(火)～5月25日(水)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、
業務実施体制・主な事業実績(1部)、
会社概要(7部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 2,904,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、
プロポーザル参加者の負担とします。
- (3) その他
ア 審査結果の発表は6月上旬を予定しています。
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要
領をご参照ください。

川崎市公告第239号

平成28年度コンテンツ産業振興事業に係る業務委託の
業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次の
とおり公告します。

平成28年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 平成28年度コンテンツ産業振興事業実
施業務

(2) 業務事項

- ア ホームページの作成
- イ ホームページの運営及び取組周知
- ウ セミナーの開催

- (3) 委託期間 契約締結日～平成29年3月24日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) コンテンツ産業振興に関するノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格名簿において「99 その他業務」「99 その他」に登録されている者。ただし、未だ登録されていないが、上記種目において申し込みを行う意思があり、契約締結(平成28年6月中旬を予定)までに登録の完了が見込まれる場合はこの限りではない。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 専門的知識・能力
- (4) 事業実績
- (5) 本市の現状についての理解度
- (6) 実施体制
- (7) 事業費

4 担当部局

川崎市経済労働局次世代産業推進室
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
電 話 (直通) 044-200-2334
F A X 044-200-3920

メールアドレス 28ziseda@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 平成28年4月28日(木)～5月12日(木)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成28年4月28日(木)～5月12日(木)
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 平成28年5月24日(火)～5月25日(水)
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
(3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、
業務実施体制・主な事業実績(1部)、
会社概要(7部)
(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 3,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、
プロポーザル参加者の負担とします。
(3) その他
ア 審査結果の発表は6月上旬を予定しています。
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

川崎市公告第240号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

平成28年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 件名

平成28年度川崎市内宿泊施設のバリアフリー化促進
に関する制度構築等検討支援業務

2 契約期間

契約締結日から平成29年3月24日(金)まで

3 履行場所

川崎市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室ほか

4 業務概要

川崎市では、東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、進むべき方向性やまちの未来像を取りまとめた「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」(以下「推進ビジョン」という。)を平成27年度末に策定し、平成29年度までの2年間を「開催につなげる取組期間」としてしくみづくりを重点的に行っていくこととしている。本委託業務は、推進ビジョンに掲げる5つの方向性のひとつである「まちづくり」に関する取組として、かわさきパラムーブメント推進フォーラム(平成27年10月設置)における多様な意見も参考としながら、かわさきパラムーブメントの実践につながる具体的な取組として、次の業務を行う。

- (1) 市内宿泊施設のバリアフリーに関する現状調査及び課題の整理を行い、次年度以降の宿泊施設のバリアフリー化促進のための制度構築に向けた提案を行う。
(2) 最寄り空港から川崎市へ移動し、宿泊滞在しながら観光・文化施設等を訪問する経路及び地域(以下「エリア」という。)について、観光モデルエリアを選定し、バリアフリーに関する実態調査及び課題の整理を行うとともに、モデルエリアにおいて障害の有無にかかわらず誰もが主体的に移動できるよう、バリアフリー化に向けた提案書等を作成する。
(3) 上記提案事項に関する外部専門家による意見交換会を開催する。

5 提案書の提出者の資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されている者(業種コード:20 調査測定 種目コード:99その他の調査・測定)。
(4) 他自治体や公益団体の類似業務の受託実績を過去3年間に1件以上有すること。
(5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

6 参加意向申出書等の配布、提出及び問い合わせ先

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書(様式1)、実績表(類似業務の契約実績を証する書類)を提出しなければなりません。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。また、参加意向申出書及び類似業務の契約実績を証する書類の提出は持参又は郵送とします。

なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

- (1) 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室
鴻巣担当

電話番号 044-200-0806、電子メールアドレス
20olypara@city.kawasaki.jp

※参加申出意向書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

(<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000076549.html>)

- (2) 配布・受付期間等

配布・受付期間：平成28年4月28日（木）から
平成28年5月13日（金）まで

※郵送の場合、平成28年5月13日（金）必着
受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

- (3) その他

参加意向申出書を配布する際、実績表、企画提案書作成要領も併せて配布します。

7 質問書の受付・回答

- (1) 受付期間等

受付期間：平成28年4月28日（木）から平成28年
5月10日（火）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

- (2) 質問書の様式

参加申出意向書に添付の質問書（様式2）の様式により提出してください。

- (3) 質問の受付方法

電子メールのみとします。電話・ファクスでの質疑応答は行いませんのでご注意ください。電子メールアドレス 20olypara@city.kawasaki.jp

- (4) 回答方法

平成28年5月12日（木）全社宛てに電子メールにて送付します。

8 参加資格確認結果通知書の交付

7により参加資格確認申請書を提出した者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日

平成28年5月16日（月）

- (2) 交付場所

6(1)に同じ

9 企画提案書の提出

企画提案書は、仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記することとし、期日までに持参又は郵送にて事務局へ提出してください。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

- (1) 受付期間等

受付期間：平成28年5月17日（火）から平成28年
5月26日（木）まで

※郵送の場合、平成28年5月26日（木）必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

- (2) 提出場所

6(1)に同じ

- (3) 提出書類

ア 企画提案書 8部（A4判縦横どちらでも可。
表紙を除き20ページ以内）

イ 見積書 1部

ウ 業務実施体制表 1部

エ 会社概要（パンフレット等） 8部

10 企画提案会

- (1) 日時

平成28年6月1日（水）午前9時から

- (2) 場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
10階 総務企画局会議室

- (3) 時間

各社30分以内（説明20分、質疑応答10分）

- (4) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施します。

- (5) プロポーザル

ア プロポーザルは、企画提案書に基づき行うこととします。

イ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成及びプロポーザルに参加してください。なお、出席者は2名以内とします。

※プロポーザルは提出された企画提案書で行うものとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとします。

- (6) プロポーザルの評価

プロポーザルの評価は次の項目に基づき行い、プロポーザル評価委員会において最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。

ア 事業目的

イ 企画提案の内容

- ・独創性
- ・具体性
- ・実現性

ウ 知識、能力及び実績

エ 実施体制及び作業スケジュール

オ 企画内容と見積書の整合性

(7) 結果通知

選考結果については、平成28年6月中旬以降に提案各社すべてに郵送で通知します。

なお、選考結果等についての電話・電子メール等での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

11 その他

- (1) 選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。
- (2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- (4) 業務規模概算額
4,962,000円（消費税及び地方消費税を含む）以下
- (5) 契約保証金
免除とします。
- (6) 契約書作成の要否
必要とします。
- (7) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「契約情報かわさき」で閲覧できます。
(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)
- (8) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。
- (9) 詳細は、企画提案書作成要領によります。
- (10) 関連情報を入手するための窓口は7(1)と同じです。
- (11) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式4）を提出してください。

川崎市公告第241号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

平成28年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 件名

平成28年度東京オリンピック・パラリンピックに向けた英国視察業務委託

2 契約期間

契約締結日から平成28年12月28日（水）まで

3 履行場所

川崎市市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室ほか

4 業務概要

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、本市が掲げる「かわさきパラムーブメント」の理念に基づく、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けた取組を推進していくため、2012年のオリンピック・パラリンピック競技大会で大きなレガシーを残したロンドン、さらにはロンドン大会で事前キャンプ地であったシェフィールド市等周辺都市の視察を行い、ハード・ソフト両面にわたるレガシー形成に向けた取組の実態やその手法についての知見を得るとともに、事前キャンプの実施に向けた英国関係団体との協議をさらに進展させ、英国代表チームの本市における事前キャンプ受け入れをさらに確実なものとするを目的に本視察を実施する。本業務は、英国視察を目的に適ったものとするため、現地の事情や視察先に精通する専門業者へ委託するものである。

5 提案書の提出者の資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されている者（業種コード：27 旅行業 種目コード：01 旅行業）。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

6 参加意向申出書等の配布、提出及び問い合わせ先

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書（様式1）、を提出しなければなりません。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。また、参加意向申出書及び類似業務の契約実績を証する書類の提出は持参又は郵送とします。
なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りま。

- (1) 参加意向申出書の配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室
佐藤担当

電話番号 044-200-0564、電子メールアドレス
20olypara@city.kawasaki.jp

※参加申出意向書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

(<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000076549.html>)

(2) 配布・受付期間等

配布・受付期間：平成28年4月28日（木）から
平成28年5月13日（金）まで
※郵送の場合、平成28年5月13日（金）必着
受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及
び正午から午後1時までを除く）

(3) その他

参加意向申出書を配布する際、会社概要書様式、
企画提案書作成要領も併せて配布します。

7 質問書の受付・回答

(1) 受付期間等

受付期間：平成28年4月28日（木）から平成28年
5月10日（火）まで
受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及
び正午から午後1時までを除く）

(2) 質問書の様式

任意とします。

(3) 質問の受付方法

電子メールのみとします。電話・ファクスでの質
疑応答は行いませんのでご注意ください。電子メー
ルアドレス 20olypara@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

平成28年5月12日（木）全社宛てに電子メールに
て送付します。

8 参加資格確認結果通知書の交付

7により参加資格確認申請書を提出した者には、次
により当該業務委託の提案資格の有無について、参加
資格確認結果通知書を交付します。川崎市業務委託有
資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを
登録している場合は、電子メールで配信します。電子
メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取
りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成28年5月16日（月）

(2) 交付場所

6(1)に同じ

9 企画提案書の提出

企画提案書は、仕様書で提示された委託業務をどの
ように実施していくのかについて、具体的な提案を明
記することとし、期日までに持参又は郵送にて事務局
へ提出してください。期日に遅れた場合は、いかなる
理由があっても受領できません。

(1) 受付期間等

受付期間：平成28年5月17日（火）から平成28年
5月26日（木）まで
※郵送の場合、平成28年5月26日（木）必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及
び正午から午後1時までを除く）

(2) 提出場所

6(1)に同じ

(3) 提出書類

ア 企画提案書 8部（A4判縦横どちらでも可。
表紙を除き20ページ以内）

イ 見積書 1部

ウ 参考価格見積書 1部

エ 業務実施体制表 1部

オ 会社概要書 1部

10 企画提案会

(1) 日時

平成28年6月1日（水）午後1時半から

(2) 場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
10階 総務企画局会議室

(3) 時間

各社30分以内（説明20分、質疑応答10分）

(4) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会
において実施します。

(5) プロポーザル

ア プロポーザルは、企画提案書に基づき行うこと
とします。

イ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成
及びプロポーザルに参加してください。なお、出
席者は2名以内とします。

※プロポーザルは提出された企画提案書で行うもの
とし、パソコン、プロジェクター等は使用しない
ものとします。

(6) プロポーザルの評価

プロポーザルの評価は次の項目に基づき行い、プ
ロポーザル評価委員会において最高得点を得た者を
本委託業務の選定業者候補とします。

ア 事業目的

イ 企画提案の内容

・妥当性

・独創性

・具体性

・実現性

ウ 知識、能力及び実績

エ 実施体制及び作業スケジュール

オ 企画内容と見積書の整合性

(7) 結果通知

選考結果については、平成28年6月中旬以降に提
案各社すべてに郵送で通知します。

なお、選考結果等についての電話・電子メール等

での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

11 その他

- (1) 選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。
- (2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- (4) 業務規模概算額
3,922,000円（消費税及び地方消費税を含む）以下
- (5) 契約保証金
免除とします。
- (6) 契約書作成の要否
必要とします。
- (7) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「契約情報かわさき」で閲覧できます。

(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

- (8) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (9) 詳細は、企画提案書作成要領によります。
- (10) 関連情報を入手するための窓口は7(1)と同じです。
- (11) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式4）を提出してください。

川崎市公告第242号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成28年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

	公園の名称	所在地	区域	面積（㎡）	主な公園施設
1	宮崎長坂公園	宮前区宮崎149番4	別図	264.47	遊戯施設ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。
（別図省略）

川崎市公告第243号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成28年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

	公園の名称	所在地	区域	面積（㎡）	主な公園施設
1	登戸1号街区公園	多摩区登戸1984-3	別図	466.29	遊戯施設ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。
（別図省略）

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第229号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立学校自動体外式除細動器賃貸借

(2) 履行場所

川崎市教育委員会学校教育部健康教育課

(3) 履行期間

平成28年6月1日から平成33年5月31日まで

(4) 調達概要

川崎市立学校において実施される修学旅行等の校外学習について、児童・生徒が安全に参加できるように、校外学習携行用に貸出を行なうためのAEDのリース。詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成27・28年度「川崎市競争入札参加資格審査申請書」により、業種「リース」種目「その他」で登録されていること。
- (4) 過去5年間(平成23年度以降)で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育課健康教育課学校保健・体育係 担当：宮嶋

電 話：044-200-0357(直通)

F A X：044-200-2853

(2) 配布・提出期間

平成28年5月10日(火)から平成28年5月17日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで)とします。

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において平成28年5月10日(火)から平成28年5月17日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで)縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、競争参加資格確認通知書を申請申込締切日後2日以内にF A X又は電子メールで送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上F A Xして下さい。また、F A X後に必ず担当者あて電話連絡をして下さい。

(2) 受付期間

平成28年5月10日(火)～平成28年5月17日(火)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時

30分から正午まで及び午後1時から5時まで)

(3) 回答予定日

平成28年5月19日(木)午後5時まで

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、平成28年度当該委託業務に係る総額(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)を記載すること。なお、契約金額は入札金額に100分の8に相当する額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成28年5月23日(月)

午後4時00分

イ 場 所 川崎市教育委員会事務局 第1会議室
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル4階

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の可否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ウェブサイト (<http://www.city.kawasaki.jp/index.html>) 「入札情報」内の「契約関係規定」 (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm>) において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議により定めるものとします。

川崎市公告（調達）第230号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年 5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

国保ハイアップシステム運用保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市役所健康福祉局地域福祉部保険年金課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成28年 3月14日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 米田 和彦

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズタワーC

5 契約金額

48,882,960円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第231号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年 5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

国保ハイアップシステムパッケージ保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市役所健康福祉局地域福祉部保険年金課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成28年 3月14日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 米田 和彦

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズタワーC

5 契約金額

34,634,520円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第232号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年 5月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の内容
国保ハイアアップシステム番号制度対応に係る改修業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市役所健康福祉局地域福祉部保険年金課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年3月14日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 米田 和彦
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 5 契約金額
25,159,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第233号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年5月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の内容
機器更新に伴う消防指令システム改修業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市消防局警防部指令課
川崎市川崎区南町20番地7
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年4月5日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 米田 和彦
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 落札金額
1,104,840,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月25日

川崎市公告（調達）第234号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年5月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の内容
川崎市立川崎総合科学高等学校コンピュータ機器賃貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市教育委員会総合教育センター 情報・視聴覚センター
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年3月25日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース 株式会社 横浜支店
支店長 中澤 利朗
横浜市区高島一丁目1番2号 横浜三井ビルディング23階
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く）
397,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月10日

川崎市公告（調達）第235号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年5月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の内容
川崎市総合教育センター第2・第3研修室コンピュータ機器賃貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市総合教育センター
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年4月12日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本教育情報機器 株式会社
代表取締役 佐々木 賢二
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 有楽町電気ビル

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く）
65,154,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月25日

川崎市公告（調達）第236号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件名
川崎競輪場テレビ放送・衛星放送番組作成等に関する業務委託
- 2 契約担当部局の名称及び所在地
経済労働局公営事業部総務課
川崎市川崎区富士見2丁目1番6号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年3月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
東京電設工業株式会社
東京都中央区日本橋二丁目11番8号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税除く）
110,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に基づき公告を行った日
平成28年2月10日

川崎市公告（調達）第237号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎市立中央支援学校スクールバス車両の賃貸借及び保守
- 2 契約担当部局の名称及び所在地
教育委員会事務局学校教育部指導課
川崎市川崎区宮本町6番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年3月10日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

神奈川県横浜市西区高島1-1-2

日立キャピタルオートリース株式会社 神奈川営業所

所長 椿原 由久

- 5 落札金額
37,497,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告〔公示〕を行った日
平成28年1月25日

川崎市公告（調達）第238号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎市立中央支援学校スクールバス車両（マイクロバス）の賃貸借及び保守
- 2 契約担当部局の名称及び所在地
教育委員会事務局学校教育部指導課
川崎市川崎区宮本町6番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年3月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
神奈川県横浜市西区高島1-1-2
日立キャピタルオートリース株式会社 神奈川営業所
- 所長 椿原 由久
- 5 落札金額
52,340,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告〔公示〕を行った日
平成28年2月10日

川崎市公告（調達）第239号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
平成28年度市税システム運用保守業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区宮本町1番地

- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社アイネス 公共営業第二部
部長 星川 博敬
東京都千代田区三番町26番地
- 5 契約金額
¥86,780,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第240号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
平成28年度市民・固定資産税・事業所税システム等運用保守業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 川崎支店
支店長 坂本 利明
川崎市川崎区東田町8番地
- 5 契約金額
¥123,516,576円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第241号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
平成28年度ホストコンピュータ等の賃貸借及び保守
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 川崎支店
支店長 坂本 利明
川崎市川崎区東田町8番地
- 5 契約金額
¥753,412,104円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

税 公 告

川崎市税公告第59号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第60号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第61号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、平成28年4月22日国税庁告示第9号（熊本県における国税に関する申告期限等を延長する件）に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者（法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）が当該地域にある者）に係るもので、その期限が平成28

年4月14日以降に到来するものについては、その期限を別途公告する期日まで延長します。

平成28年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市税公告第62号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 1 期 分	平成28年5月10日	計8件
平成27年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 2 期 分	平成28年5月10日	計14件
平成27年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 3 期 分	平成28年5月10日	計28件
平成27年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 4 期 分	平成28年5月10日	計74件
平成27年度 （平成26年度課税分）	市民税・県民税 （普通徴収）	1 月 随 時 分	平成28年5月10日	計8件
平成27年度 （平成26年度課税分）	市民税・県民税 （普通徴収）	1 月 随 時 分	平成28年5月10日	計1件
平成27年度 （平成25年度課税分）	市民税・県民税 （普通徴収）	1 月 随 時 分	平成28年5月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 （普通徴収）	2 月 随 時 分	平成28年5月10日	計8件
平成27年度	市民税・県民税 （普通徴収）	8 月 随 時 分	平成28年5月10日	計2件
平成27年度	市民税・県民税 （普通徴収）	9 月 随 時 分	平成28年5月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 （普通徴収）	11 月 随 時 分	平成28年5月10日	計3件
平成27年度	市民税・県民税 （普通徴収）	12 月 随 時 分	平成28年5月10日	計1件
平成27年度	市民税（法人）	1 1 月 分	平成28年5月10日	計 1 件

平成27年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土地・家屋)	第 2 期 分	平成28年 5 月10日	計 1 件
平成27年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土地・家屋)	第 3 期 分	平成28年 5 月10日	計 4 件
平成27年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土地・家屋)	第 4 期 分	平成28年 5 月10日	計47件
平成27年度	固 定 資 産 税 (償 却 資 産)	第 4 期 分	平成28年 5 月10日	計 1 件
平成27年度	軽 自 動 車 税	全 期 分	平成28年 5 月10日	計 4 件

(別紙省略)

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第23号

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 4 月28日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典
川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「特例政令第11条」を「特例政令第12条」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 5 月 1 日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第19号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第 5 条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第 1 号の規定により告示します。

平成28年 4 月27日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

1 指定有効期間

平成28年 5 月 1 日から

平成33年 4 月30日まで

2 指定工事店

指定番号 993

商号又は名称 株式会社おの上工業

営業所所在地 横浜市緑区中山町910番地 5

代表者氏名 尾上 大輔

指定番号 994

商号又は名称 有限会社新井設備事務所

営業所所在地 川崎市中原区今井西町17番 5 ー402
号レシオン武蔵小杉B棟

代表者氏名 新井 康哲

指定番号 995

商号又は名称 有限会社信設計事務所

営業所所在地 横浜市戸塚区深谷町1252ー13ドリームハイツ 3 号棟210

代表者氏名 田原 潔

川崎市上下水道局告示第20号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第 9 条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第 1 号の規定により告示します。

平成28年 4 月28日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

1 指定有効期間

平成28年 5 月 1 日 から

平成33年 4 月30日 まで

2 指定工事店

指定番号 001

商号又は名称 猪瀬建設株式会社

営業所所在地 川崎市川崎区追分町 1 番13号

代表者氏名 猪瀬 雅彦
 指定番号 004
 商号又は名称 株式会社協和日成神奈川支店
 営業所所在地 川崎市高津区末長四丁目7番8号
 代表者氏名 北村 眞隆
 指定番号 008
 商号又は名称 有限会社杉下工務店
 営業所所在地 川崎市川崎区伊勢町20番9号
 代表者氏名 杉下 昌之
 指定番号 015
 商号又は名称 株式会社碓井設備
 営業所所在地 川崎市川崎区宮前町8番39号
 代表者氏名 今井 勇
 指定番号 022
 商号又は名称 株式会社橘設備工業所川崎営業所
 営業所所在地 川崎市中原区上小田中3丁目5番5号
 代表者氏名 荒井 敏仁
 指定番号 023
 商号又は名称 川本工業株式会社川崎支店
 営業所所在地 川崎市川崎区榎町5番13号小林ビル
 代表者氏名 川本 守彦
 指定番号 024
 商号又は名称 株式会社折原設備工務店
 営業所所在地 川崎市川崎区小田三丁目9番5号
 代表者氏名 鈴木 雅志
 指定番号 031
 商号又は名称 高岸建設工業株式会社
 営業所所在地 川崎市川崎区渡田山王町8番10号
 代表者氏名 高岸 恒久
 指定番号 034
 商号又は名称 本田工業株式会社
 営業所所在地 川崎市幸区小向町3番15号
 代表者氏名 本田 茂昭
 指定番号 039
 商号又は名称 有限会社山口工務店
 営業所所在地 川崎市川崎区宮前町3番10号
 代表者氏名 山口 晃
 指定番号 040
 商号又は名称 株式会社堀工務店
 営業所所在地 川崎市幸区中幸町一丁目55番地
 代表者氏名 堀 喜美子
 指定番号 043
 商号又は名称 株式会社千年水道工業所横浜営業所
 営業所所在地 横浜市青葉区美しが丘西三丁目50番3
 代表者氏名 中嶋 栄一
 指定番号 053

商号又は名称 有限会社本間工業所
 営業所所在地 川崎市中原区上平間1132番地
 代表者氏名 小池 健雄
 指定番号 056
 商号又は名称 株式会社三興水道商会
 営業所所在地 川崎市中原区新丸子町716番地
 代表者氏名 高橋 洋之
 指定番号 060
 商号又は名称 株式会社小澤工務店
 営業所所在地 川崎市幸区小倉三丁目16番34号
 代表者氏名 小澤 武義
 指定番号 110
 商号又は名称 株式会社吉浜工業所
 営業所所在地 川崎市川崎区中島二丁目13番1号
 代表者氏名 吉濱 喜一
 指定番号 111
 商号又は名称 有限会社大貫工務店
 営業所所在地 川崎市多摩区宿河原二丁目14番5号
 代表者氏名 大貫 章
 指定番号 167
 商号又は名称 第一機工株式会社
 営業所所在地 川崎市麻生区高石三丁目11番17号
 代表者氏名 松田 直孝
 指定番号 170
 商号又は名称 有限会社齋藤設備
 営業所所在地 川崎市宮前区菅生三丁目35番9号
 代表者氏名 齋藤 敏次
 指定番号 172
 商号又は名称 株式会社吉忠商会
 営業所所在地 川崎市宮前区宮崎三丁目11番地1
 代表者氏名 吉田 浩之
 指定番号 175
 商号又は名称 株式会社首都圏施設サービス
 営業所所在地 川崎市麻生区五力田三丁目6番地3号
 代表者氏名 川田 操
 指定番号 176
 商号又は名称 有限会社横山水道設備
 営業所所在地 川崎市宮前区野川805番地
 代表者氏名 渡邊 雄一郎
 指定番号 177
 商号又は名称 株式会社丸一設備
 営業所所在地 川崎市川崎区塩浜三丁目16番11号
 代表者氏名 森 達夫
 指定番号 196
 商号又は名称 協伸工業有限会社
 営業所所在地 川崎市幸区小向西町四丁目57番地
 代表者氏名 萩原 実

指定番号 208
 商号又は名称 株式会社ヒラマ
 営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区仏向町1059番地102
 代表者氏名 平間 利夫
 指定番号 211
 商号又は名称 山羽工業株式会社
 営業所所在地 神奈川県藤沢市渡内二丁目2番7号
 代表者氏名 山根 格
 指定番号 229
 商号又は名称 日化設備工業株式会社川崎支店
 営業所所在地 川崎市中原区中丸子461番地
 代表者氏名 高本 篤
 指定番号 231
 商号又は名称 有限会社大進設備
 営業所所在地 川崎市麻生区東百合丘四丁目11番13号
 代表者氏名 山田 有紀
 指定番号 236
 商号又は名称 三豊エンジニアリング株式会社
 営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区狩場町169番地125
 代表者氏名 齊藤 安弘
 指定番号 248
 商号又は名称 株式会社ミゾサワ住設
 営業所所在地 川崎市高津区向ヶ丘166番地4
 代表者氏名 笠井 善泰
 指定番号 255
 商号又は名称 株式会社鶴川設備工業川崎営業所
 営業所所在地 川崎市麻生区上麻生七丁目13番1号
 508アーバンフォレスト柿生
 代表者氏名 小野沢 政巳
 指定番号 273
 商号又は名称 株式会社ミカセ
 営業所所在地 川崎市中原区中丸子267番地3
 代表者氏名 松井 保夫
 指定番号 279
 商号又は名称 有限会社寺嶋設備工務店
 営業所所在地 川崎市宮前区神木本町三丁目3番17号
 代表者氏名 寺嶋 康一
 指定番号 442
 商号又は名称 有限会社後藤設備
 営業所所在地 横浜市緑区三保町885番地4
 代表者氏名 後藤 誠司
 指定番号 443
 商号又は名称 有限会社佐野工業所
 営業所所在地 横浜市瀬谷区阿久和西一丁目11番地8

代表者氏名 佐野 清
 指定番号 444
 商号又は名称 有限会社ケイズ設備
 営業所所在地 横浜市緑区鴨居町2528番地
 代表者氏名 串田 祐司
 指定番号 447
 商号又は名称 株式会社ウエダ設備
 営業所所在地 横浜市緑区鴨居三丁目43番3号
 代表者氏名 上田 隆一
 指定番号 448
 商号又は名称 積和建設西東京株式会社
 営業所所在地 横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番36号松本ビルA館202
 代表者氏名 山田 孝司
 指定番号 451
 商号又は名称 高田設備株式会社
 営業所所在地 川崎市麻生区細山七丁目11番26号
 代表者氏名 高田 隆士
 指定番号 649
 商号又は名称 堀内設備工業有限会社
 営業所所在地 川崎市多摩区堰三丁目2番14号
 代表者氏名 堀内 健次
 指定番号 651
 商号又は名称 株式会社川嶋土木
 営業所所在地 横浜市旭区白根二丁目7番24号
 代表者氏名 大橋 康一
 指定番号 652
 商号又は名称 株式会社玉川設備
 営業所所在地 川崎市中原区下沼部1916番地
 代表者氏名 河野 康明
 指定番号 653
 商号又は名称 有限会社フナバ設備
 営業所所在地 横浜市青葉区荏田町335番地31
 代表者氏名 舟羽 恭一
 指定番号 654
 商号又は名称 鹿島環境設備株式会社
 営業所所在地 川崎市中原区下小田中六丁目9番33号
 代表者氏名 古谷 和弘
 指定番号 655
 商号又は名称 株式会社フジテックス
 営業所所在地 川崎市宮前区梶ヶ谷5番地6
 代表者氏名 須藤 和久
 指定番号 826
 商号又は名称 株式会社モリセツ
 営業所所在地 川崎市多摩区菅三丁目12番25号
 代表者氏名 森 博明
 指定番号 827

商号又は名称 有限会社三栄配管工業所
 営業所所在地 横浜市瀬谷区相沢六丁目47番地の1
 代表者氏名 志田 守
 指定番号 828
 商号又は名称 株式会社ムラサキ設備
 営業所所在地 横浜市泉区中田西四丁目31番19号
 代表者氏名 村崎 健一
 指定番号 829
 商号又は名称 有限会社サンコー設備
 営業所所在地 横浜市瀬谷区南台一丁目8番地の1
 代表者氏名 小林 昌一
 指定番号 830
 商号又は名称 株式会社東洋社
 営業所所在地 横浜市都筑区川向町1288番地5

代表者氏名 阿萬 太
 指定番号 832
 商号又は名称 株式会社アクアエンジニアリング
 営業所所在地 横浜市鶴見区梶山二丁目37番25号
 代表者氏名 國分 智

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第38号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年4月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	観音川ポンプ場地質調査委託その1
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜2-24-9
	履 行 期 間	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「地質調査」、種目「陸上ボーリング」に登録されていること。 (5) 次のアからエのいずれかの要件を満たす者を配置できること。 ア 技術士（総合技術監理部門（建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質））の資格を有する者 イ 技術士（建設部門（土質及び基礎））の資格を有する者 ウ 技術士（応用理学部門（地質））の資格を有する者 エ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格を有する者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成28年5月17日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第39号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年4月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	潮見台配水所 電気棟築造工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区潮見台4-1 (潮見台配水所内)
	履 行 期 間	契約の日から平成28年12月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「建築」、希望種目「一般建築」、ランク「B」に登録されていること。 (6) 監理技術者(業種「建築」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回るときは、主任技術者(業種「建築」)でも可とします。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回るときは、建築工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成28年5月23日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場 第2着水井耐震補強工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 間	契約の日から295日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所があること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「浄水施設」ランク「A」に登録されている者。 (6) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 監理技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)でも可とします。 (9) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注した工事で、RC構造物の耐震補強工事の施工実績(元請に限る。)を平成13年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	

入札日時等	平成28年5月23日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	工業用水道 カボック(株)ほか3箇所流量計測設備取替工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浅野町1-3(カボック(株)内)ほか3箇所
	履 行 期 間	契約の日から平成28年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「電気」、希望種目「その他の電気設備」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成28年5月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	潮見台地区ほか下水枝線第3号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区潮見台、菅生ヶ丘地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から145日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。	

	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116
入札日時等	平成28年5月18日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第40号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年4月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	河川区域内等配水管布設替工事に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	自: 高津区久地2-7-16番地先 至: 高津区久地2-4-20番地先 ほか11件
	履 行 期 間	契約の日から平成29年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。 (4) 技術士試験の第二次試験において、総合技術監理部門の選択科目「上水道及び工業用水道」又は上下水道部門の選択科目「上水道及び工業用水道」に合格した技術士を、本業務の業務責任者及び照査技術者として配置できること。ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することができません。 また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成28年5月24日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成28年度上下水道局表示登記資料作成委託 (単価契約)
	履 行 場 所	本市が指定した場所 (市外を含む)
	履 行 期 間	契約の日から平成29年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「その他」に登載されていること。 (4) 土地家屋調査士法に規定する土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。 (5) 土地家屋調査士法第8条の登録を受けた土地家屋調査士の資格を有する者を、主任技術者として配置すること。なお、業務責任者と主任技術者は兼任することができます。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成28年5月24日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第19号

川崎市交通局企業職員の標準的な職を定める規程を次のように定める。

平成28年4月19日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

川崎市交通局企業職員の標準的な職を定める規程

職員に係る地方公務員法(昭和25年法律第261号)第15条の2第2項の標準的な職は、別表の第1欄に掲げる職務の種類及び同表の第3欄に掲げる職の属する同表の第2欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表

職務の種類	職制上の段階	職	標準的な職
-------	--------	---	-------

川崎市交通局 企業職員の給 料等の額及び 支給方法等 に関する規程 (昭和32年交 通部規程第7 号。以下「規 程」という。) 別表第1交通 局企業職給料 表(1)の適用を 受ける職員の 職務	局長級	担当理事	局長
	部長級	部長又は担当部長	部長
	課長級	課長若しくは担当課長又は営業所長	課長
	課長補佐	課長補佐	課長補佐
	係長級	係長又は担当係長	係長
	主任	主任	主任
規程別表第2 交通局企業職 給料表(2)の適 用を受ける職 員の職務	職員	職員	職員
	課長級	課長若しくは担当課長又は営業所長	課長
	課長補佐	課長補佐	課長補佐
	係長級	係長又は担当係長	係長
	主任	主任	主任
規程別表第3 交通局企業職 給料表(3)の適 用を受ける職 員の職務	職員	職員	職員
	職員	職員	職員

川崎市交通局規程第20号

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 4月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年交通局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年 4月19日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

1 一般競争入札に付する事項**(1) 購入物品及び数量**

大型ハイブリッド・ノンステップバス（ディーゼル電気式・10.5mクラス）1両

(2) 購入物品の特質等

製作仕様書・製作要領図によります。

(3) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(4) 納入期限

平成29年 3月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における平成27・28年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

(5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期

（最低15年）にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。

(6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、川崎市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。

(7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ アフターサービス・メンテナンス申告書

ウ 検査の実施に関する誓約書

エ 納入予定物品申請書（納入予定物品に関する提出書類を含む。）

※ 上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

交通局企画管理部経理課 契約担当 鈴木

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

平成28年4月19日から平成28年5月12日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成28年5月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

交通局自動車部運輸課 担当 石沢

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書

類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成28年 5月26日 午前11時00分
イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル 8階
川崎市川崎区砂子 1丁目 8番地 9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

11 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じで

す。

川崎市交通局公告第60号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年 4月21日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

鷲ヶ峰営業所燃料地下タンク設置工事設計業務委託

(2) 履行場所

川崎市宮前区菅生ヶ丘41番 1号

(3) 履行期間

契約締結日から平成28年 8月31日まで

(4) 業務概要

燃料地下タンク設置工事に伴う建築工事、機械設備工事、電気設備工事の設計業務(詳細は仕様書による。)

2 入札参加者の資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「設備設計」で登録されていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 管理技術者などの資格要件を満たすものを従事させること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書の様式は市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子 1丁目 8番地 9 川崎御幸ビル 9階

企画管理部経理課 担当 鈴木

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成28年 4月21日から平成28年 4月28日までの午前 8時30分から正午まで及び午後 1時から午後 5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により所定の書類を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

※ 入札説明書は市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成28年5月10日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

まちづくり局施設整備部 公共建築担当 木下
電話 044-200-2768

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 平成28年5月17日 午前11時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金

適用

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第11号

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成28年4月28日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第39号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

病院局公告（調達）

川崎市病院局公告（調達）第9号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第12条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成28年5月10日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

- 1 物品等の名称及び数量
手術支援システムの調達 一式
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

インテュイティブサージカル合同会社

職務執行者 滝沢 一浩

東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル

5 契約金額

318,578,400円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

川崎市病院局公告(調達)第10号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年5月10日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立川崎病院で使用する電気の調達

(2) 履行場所

川崎市立川崎病院(川崎市川崎区新川通12-1)

(3) 履行期限

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

(5) 契約の失効

川崎市議会において、この契約に係る平成29年度の予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約は平成29年3月31日をもって失効します。詳細については入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号。以下「契約規程」という。)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物

品販売」種目「電気供給」に登載されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成28年5月18日までにを行うこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を平成28年5月18日までに行ってください。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階

病院局経営企画室契約担当(担当:酒井)

電話(直通)044-200-3857

(2) 配布・提出期間

平成28年5月10日(火)から平成28年5月18日(水)までの下記の時間

午前8時30分から正午までと午後1時から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(3) 提出方法

持参

4 仕様等

仕様書は3(1)の場所において、平成28年5月10日(火)から平成28年5月18日(水)まで縦覧に供すると共に病院局入札情報のホームページに掲載します。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加確認通知書を交付します。詳細は入札説明書によります。

6 仕様等に関する問い合わせ

仕様等に関する質問は、質問書により受け付けます。詳細は別紙「仕様等に関する問合せの方法について」のとおりです。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成28年6月3日(金) 午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成28年6月1日(水) 必着

(イ) 入札書の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市病院局経営企画室経理担当課長

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ。

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 契約規程第34条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

契約規程及び川崎市病院局競争入札参加者心得等

は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

11 Summary

- (1) Nature and quality of product to be purchased :
Electricity about 7,927,000kWh to use at Kawasaki Municipal Hospital
- (2) Time-limit for tender:
10:00 A.M. June, 3, 2016
- (3) Time-limit for tender by mail:
June, 1, 2016
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
General affairs section
General Administration Department
Municipal Hospital Management Bureau
Kawasakimiyuki bldg 7F
1-8-9, Isago, Kawasaki
Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN
Tel 044-200-3857(Direct-in)

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第3号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

平成28年4月20日

川崎市消防長 田 中 経 康

指定催しの名称	小田日枝大神社祭礼
開催場所	小田日枝大神社 (川崎市川崎区小田2丁目14番7号) 周辺
開催期間	平成28年5月14日(土) 9時00分から20時30分まで 同年5月15日(日) 9時00分から20時30分まで

教育委員会規則

川崎市教育委員会規則第12号

川崎市青少年科学館協議会規則等を廃止する等の規則
をここに公布する。

平成28年4月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市青少年科学館協議会規則等を廃止する等の規則

(川崎市青少年科学館協議会規則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 川崎市青少年科学館協議会規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第27号）
- (2) 川崎市市民館運営審議会規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第4号）
- (3) 川崎市教育文化会館運営審議会規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第5号）
- (4) 川崎市立図書館協議会規則（平成10年川崎市教育委員会規則第3号）
- (5) 川崎市青少年の家運営協議会規則（平成12年川崎市教育委員会規則第1号）

(川崎市総合教育センター運営規則の一部改正)

第2条 川崎市総合教育センター運営規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第9号）を次のように改正する。

目次中

「第5章 総合教育センター運営委員会（第18条～第22条）」

第6章 雑則（第23条～第25条）」

を

「第5章 雑則（第18条～20条）」

に改める。

第5章を削る。

第6章中第23条を第18条とし、第24条を第19条とし、第25条を第20条とし、同章を第5章とする。

附 則

この規則中第1条第2号、第3号及び第5号の規定は、平成28年5月1日から、その他の規定は、平成28年6月1日から施行する。

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第14号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成28年4月19日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成28年4月26日（火）14：00から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事

議案第1号 平成29年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

議案第2号 川崎市青少年科学館協議会規則等を廃止する等の規則の制定について

議案第3号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 川崎市学校運営協議会の委員の委嘱等について

議案第5号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について

議案第6号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

議案第7号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について

議案第8号 川崎市社会教育委員の委嘱等について

議案第9号 人事について

請願第10号 教科用図書選定審議会の公開を求める請願書について

(平成27年度)

4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第15号

川崎市教育委員会定例会の議事事項を次のとおり追加します。

平成28年4月21日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成28年4月26日（火）14：00から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 追加する議事事項

議案第10号 人事について

監 査 告 示

川崎市監査告示第2号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人青山伸一の監査に関する事務を次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示します。

平成28年 4月28日

川崎市監査委員 村 田 恭 輔
同 植 村 京 子
同 坂 本 茂
同 織 田 勝 久

氏 名	住 所	補助させる期間
石村 英雄	東京都大田区久が原四丁目29番1号 ダイヤハイツ久が原301号	平成28年5月2日から平成29年3月31日まで
加藤 聡	東京都世田谷区喜多見9丁目24番49-111号	平成28年5月2日から平成29年3月31日まで
木下 哲	東京都荒川区荒川1丁目7番6号	平成28年5月2日から平成29年3月31日まで
作本 遠	東京都江東区大島1丁目8番23-1003号	平成28年5月2日から平成29年3月31日まで
谷川 淳	東京都中野区新井1丁目3番15-805号	平成28年5月2日から平成29年3月31日まで
山口 剛史	東京都文京区本郷5丁目8番3-605号	平成28年5月2日から平成29年3月31日まで
山崎 愛子	東京都目黒区自由が丘2丁目4番8号	平成28年5月2日から平成29年3月31日まで
宮本 和之	東京都日野市大字上田255番地の13	平成28年5月2日から平成29年3月31日まで

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第55号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成28年 4月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）

は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第56号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成28年 4月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第57号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成28年5月3日 (第7期分)	計1件

平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成28年 5 月 3 日 (第 8 期分)	計 2 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 3 日 (第 9 期分)	計 5 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成28年 5 月 3 日 (第10期分)	計31件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第58号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 20 日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期	平成28年 5 月 6 日 (第 2 期)	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期	平成28年 5 月 6 日 (第 3 期)	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 4 期	平成28年 5 月 6 日 (第 4 期)	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期	平成28年 5 月 6 日 (第 5 期)	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成28年 5 月 6 日 (第 6 期)	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成28年 5 月 6 日 (第 7 期)	計 7 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成28年 5 月 6 日 (第 8 期)	計 8 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 6 日 (第 9 期)	計13件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成28年 5 月 6 日 (第10期)	計48件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	1 月 随 時	平成28年 5 月 6 日 (1月随時)	計 1 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第59号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 20 日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期	平成28年 5 月 3 日 (第 5 期分)	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成28年 5 月 3 日 (第 6 期分)	計 2 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成28年 5 月 3 日 (第 7 期分)	計 9 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成28年 5 月 3 日 (第 8 期分)	計17件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 3 日 (第 9 期分)	計16件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成28年 5 月 3 日 (第10期分)	計59件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第60号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第

20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 20 日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 3 日	計 1 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第61号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告

します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 20 日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	介 護 保 険 料	第 1 1 期	平成 28年 5 月 3 日	計 6 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第62号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第

20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 20 日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 3 日 (第 9 期分)	計 2 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第63号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 22 日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第14号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 20 日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成28年 5 月 3 日	計 8 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 5 月 分	平成28年 5 月 3 日	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 6 月 分	平成28年 5 月 3 日	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期	平成28年 5 月 3 日	計 8 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期	平成28年 5 月 3 日	計 9 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期	平成28年 5 月 3 日	計10件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 4 期	平成28年 5 月 3 日	計10件

平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期	平成28年 5 月 3 日	計13件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成28年 5 月 3 日	計13件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成28年 5 月 3 日	計15件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成28年 5 月 3 日	計19件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 3 日	計17件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成28年 5 月 3 日	計52件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第15号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第

20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 20 日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 6 期	平成28年 5 月 3 日	計 1 件
平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 7 期	平成28年 5 月 3 日	計 1 件
平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 8 期	平成28年 5 月 3 日	計 1 件
平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 3 日	計 9 件

(別紙省略)

中 原 区 公 告**川崎市中原区公告第19号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高

齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 20 日

川崎市中原区長 鈴 木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 7 期	平成28年 5 月 3 日	計14件

平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 8 期	平成28年 5 月 3 日	計14件
平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 3 日	計14件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第20号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月20日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 3 日 (第9期分)	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成28年 5 月 3 日 (第10期分)	計36件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第21号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成28年 4 月20日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1. 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2. 処分、処分の執行

又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

高 津 区 公 告**川崎市高津区公告第12号**

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月20日

川崎市高津区長 山 田 祥 司

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 3 日 (第9期分)	計 6 件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第13号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 20 日

川崎市高津区長 山 田 祥 司

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国民健康保険料	7 期	平成28年 5 月 3 日 (第 7 期分)	計 3 件
平成27年度	国民健康保険料	9 期	平成28年 5 月 3 日 (第 9 期分)	計10件
平成27年度	国民健康保険料	10期	平成28年 5 月 3 日 (第10期分)	計97件
平成27年度	国民健康保険料	過年 2 月	平成28年 5 月 3 日 (過年 2 月分)	計 1 件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第11号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達す

ることができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月 20 日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国民健康保険料	第 1 期	平成28年 5 月 3 日	計 3 件
平成27年度	国民健康保険料	第 2 期	平成28年 5 月 3 日	計 4 件
平成27年度	国民健康保険料	第 3 期	平成28年 5 月 3 日	計 4 件
平成27年度	国民健康保険料	第 4 期	平成28年 5 月 3 日	計 4 件
平成27年度	国民健康保険料	第 5 期	平成28年 5 月 3 日	計 5 件
平成27年度	国民健康保険料	第 6 期	平成28年 5 月 3 日	計 6 件
平成27年度	国民健康保険料	第 7 期	平成28年 5 月 3 日	計 6 件
平成27年度	国民健康保険料	第 8 期	平成28年 5 月 3 日	計 9 件
平成27年度	国民健康保険料	第 9 期	平成28年 5 月 3 日	計11件

平成27年度	国民健康保険料	第 1 0 期	平成28年 5 月 3 日	計14件
--------	---------	---------	---------------	------

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第18号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保

険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に
より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成28年 4 月18日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成28年 5 月 2 日 (第 8 期分)	計 2 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成28年 5 月 2 日 (第 9 期分)	計27件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成28年 5 月 2 日 (第10期分))	計65件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第19号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が
不明のため送達することができないので、介護保険法
(平成 9 年12月17日法律123号) 第143条で準用する地方
税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成28年 4 月20日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	介 護 保 険 料	第 1 1 期	平成28年 5 月 6 日	計 4 件
平成27年度	介 護 保 険 料	第 1 2 期	平成28年 5 月 6 日	計 2 件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第20号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者
に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び
事業所が不明のため送達することができないので、国民
健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準

用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の
規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成28年 4 月15日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 4 月		計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期 以 降		計 1 件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第21号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第22号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第23号

次の国民健康保険料過誤納還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年 4 月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

正

誤

川崎市公報第1697号（平成28年4月25日発行）2062ページ川崎市高津区公告第11号中「川崎市高津区長 土 方 慎 也」は「川崎市高津区長 山 田 祥 司」の誤り。

川崎市公報第1697号（平成28年4月25日発行）2064ページ川崎市麻生区公告第19号中「川崎市麻生区長 北 澤 仁 美」は「川崎市麻生区長 北 沢 仁 美」の誤り。

